

「平成31年度北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務」のプロポーザルを次のとおり公募する。

平成31年2月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 業務概要

(1) 業務名

平成31年度北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務

(2) 業務内容

医療法第30条の21に基づき北海道が設置した「北海道医療勤務環境改善支援センター」において、次の業務を行い、医療機関における勤務環境改善を促進するための総合的・専門的な支援を行う。

ア 勤務環境改善に関する医療機関からの相談対応

イ 医療勤務環境改善計画策定に向けた支援及び策定後の支援

ウ 医療機関における勤務環境の実態等を把握するための調査・分析及び情報提供

エ 医療勤務環境改善マネジメントシステムやシステム導入の手引きの活用等に関する研修

オ 医療機関における勤務環境改善の重要性や医療勤務環境改善支援センターを周知する普及啓発

カ 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度に係る業務

(3) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 道内に本部、支部等を有し、医療に関する公益的な事業を実施する特定非営利法人またはその他の法人であって、当該業務を適切に実施する能力を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等ではないこと。

キ 道税、消費税及び地方消費税を滞納している者ではないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) プロポーザル審査の考え方

企画提案の適切性（各業務の企画力、事業量及び実施手順）と業務遂行能力（人員配置等の運営体制）を勘案し、審査を行う。

3 手続き等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医療政策グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号（代表） 011-231-4111 内線25-322

（直通） 011-204-5248

(2) 公募型プロポーザル実施説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成31年2月21日（木）から平成31年2月28日（木）まで

（交付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)において直接交付又はホームページからのダウンロードによる。
ホームページの URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/>

(3) 参加表明書の提出部数、提出期限及び提出方法等

ア 提出部数 1部
イ 提出場所 (1)に同じ
ウ 提出期限 平成31年2月28日(木)午後5時まで(消印有効)
エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)

(4) 企画提案書の提出部数、提出期限及び提出方法等

ア 提出部数 7部(提案者名は、別途通知する「記号」とする。)
イ 提出場所 (1)に同じ
ウ 提出期限 平成31年3月7日(木)正午まで(消印有効)
エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)

4 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 詳細は、公募型プロポーザル実施説明書による。

(3) 企画提案書に関するヒアリングを実施する。

(4) 照会窓口は、3(1)に同じ。

(5) 審査結果及び特定者名は公表する。